

「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の公開

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、2016年4月1日から、国・地方公共団体、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定などが義務付けられています。女性がより活躍するためには働き方を含む環境の整備を更に進める必要があることから、以下の通り、行動計画を策定しました。

「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」

当社では女性の活躍を積極的に進めるために、様々な取組を行って来ました。

今般の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立を受けて分析を行った結果、女性がより活躍するためには働き方を含む環境の整備を更に進める必要があることから、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

2. 当社の課題

有給休暇の取得率が低い。

育児・介護休職の取得をフレキシブルに取得出来ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：

平成31年度の有給休暇取得率を平成28年度実績から1.2ポイント以上アップする。（取得率35%以上）

〈取組内容・実施時期〉

平成29年4月～ 時間単位有休休暇制度の導入

実施済みのゆとり休暇・メモリアル休暇取得の徹底

連続5日の有給休暇取得制度の導入

平成30年4月～ 平成29年度の実績を把握し、必要に応じて目標達成のための促進活動を強化

目標2：

平成31年度の育児・介護休職の取得率を100%にする。（希望者に限る）

〈取組内容・実施時期〉

平成29年4月～ 育児・介護休職の期間延長と期間変更回数を緩和する。

平成30年4月～ 平成29年度の実績を把握し、必要に応じて目標達成のための促進活動を強化

以上